

認証基準Q & A案

令和3年6月7日現在

Q 1 (基準1) 来店者への要請は必ず従業員が口頭で行うのか？

回 答 入店の際に、お声がけしていただくことが望ましいと考えます。

Q 2 (基準2) 来店者へのマスク着用は必ず必要か？

回 答 正当な理由なくマスク着用をしていない方に対しては、必ずお声がけをしてください。そのうえ、入店をお断りするか、マスクの配付・販売を行い、マスク着用の徹底をお願いいたします。

なお、「正当な理由」としては、来店者の疾患や障がい等によりマスク着用が困難な場合や、こどもで熱中症等のリスクがある場合などが考えられます。

Q 3 (基準2) マウスシールドやフェイスシールド着用でもよいか？

回 答 飛沫飛散防止効果は限定的とされておりますので、より安全とされるマスクの着用を促してください。

Q 4 (基準3) 発熱症状等のある方に対する入店しないように求める表示は必ず行わなければならないか？

回 答 店舗入り口付近に必ず表示してください。

表示の内容としては、例えば「発熱や軽度であっても風邪の症状等体調が優れないお客様はご入店をお控えください」のような内容が望ましいと考えます。

Q 5 (基準3) 来店者に検温や体調を確認する必要があるのか？

回 答 表示のみで構いません。

ただし、可能な範囲内で来店者から体温確認や体調の聞き取りの対応を行っていただくことが望ましいと考えます。

Q 6 (基準6) 「飲食時以外」とは、具体的にどのような場合をいうのか？

回 答 食べ物や飲み物を口に運んでいるとき以外の全ての場合です。特にも会話の際には必ずマスクを着用する「マスク会食」を促してください。

Q 7 (基準7) テーブルの間のアクリル板等で仕切る場合、どの程度の大きさが必要となるか？

回 答 次の大きさを目安に換気の際の空気の流れに注意して設置してください。

高さ：別テーブルで座る来店者の目を覆う程度の高さ以上

幅：テーブルと同程度の幅以上

Q 8 (基準 7) テーブル間の来店者が背中合わせで座る場合でもアクリル板等の設置は必要か。

回 答 1 m以上の座席の間隔が確保できない場合は設置が必要です。

Q 9 (基準 8・9) テーブルやカウンターテーブル上をアクリル板等で仕切る場合、どの程度の大きさが必要か？

回 答 次の大きさを目安に換気の際の空気の流れに注意して設置してください。

高さ：テーブルで座る来店者の目を覆う程度の高さ以上

幅：テーブル又はカウンターと同程度の幅（対面席の場合）

奥行：テーブル又はカウンターと同程度の奥行（隣席の場合）

また、材質の選定にあたっては、火気や熱を発する機器から十分な距離をとり、難燃・不燃性のものを選ぶことが望ましいと考えます。

Q10 (基準 9) カウンター越しに対面で接客を行う場合、アクリル板等の設置は必要か？

回 答 まずは、アクリル板等の設置を検討してください。

上記の取組が困難な場合は、料理の提供時も含め、利用者の正面に立たないように注意し、カウンター越しに対面する利用者と従業員との距離を1 m以上確保してください。

Q11 (基準 11) 「取り分け用トングや箸をこまめに交換する」とあるがどの程度か？

回 答 利用状況等に応じながら適切に判断いただくことが望ましいと考えます。

Q12 (基準 17) 飲食店でのカラオケ利用について、飲食しながらカラオケしてもいいのか？

回 答 飲食店においても、カラオケ時の条件であるマスク着用やマイクの清拭消毒のほか、アクリル板の設置など、本認証基準の条件を満たしてください。

Q13 (基準 19) 業務開始前の検温・体調確認の結果の記録は必要か？

回 答 業務開始前には必ず検温や体調確認いただき、発熱症状等のある従業員は出勤を停止するような対応が必要になります。また、確認結果の記録までは求めていません。

Q14 (基準 20) 濃厚接触者等と判断された従業員が発生した場合報告は必要か？

回 答 報告の義務はありませんが、保健所に相談のうえ、当該従業員の出勤停止のほか、感染防止対策のための適切な対応をお願いいたします。

Q15 (基準 23) 「こまめに洗濯する」とはどの程度を想定しているか？

回 答 汚れた場合や、担当する業務の内容によって洗濯頻度を変えるなど、使用状況等に応じながら適切に判断いただくことが望ましいと考えます。

Q16（基準 24） ビル管理法に基づく換気基準を満たしているがわからない場合はどうするのか？

回 答 ビル管理者に御確認下さい。

なお、わからない場合は、基準 25 を満たすことで差支えありません。

Q17（基準 25） 二酸化炭素濃度測定は必ず行う必要があるか？

回 答 必ず測定する必要はありませんので、測定できない場合には、30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開にするなど、認証基準に基づく管理の徹底をお願いします。なお、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）を設置し、適切な状態を確保いただくことが、より望ましいと考えます。

Q18（基準 27） 「こまめに清拭消毒する」とはどの程度を想定しているか？

回 答 利用者の入れ替え時など、使用状況等に応じながら適切に判断いただくことが望ましいと考えます。

Q19（基準 28） 来店者名簿の記載を拒否された場合はどうすればよいか？

回 答 店舗内で感染等が発生した場合、いち早く濃厚接触者を特定し連絡できるようにすることが、感染拡大を防止するうえでは非常に重要です。そのためには来店者名簿の作成が非常に重要となることをご理解いただき、記載に協力いただくよう、来店者への要請をお願いします。

なお、感染等が発生したときに来店者が特定できない場合は、保健所の判断により店舗名が公表されることがあります。

Q20（基準 28） 来店者名簿の記載内容は名前と電話番号だけでよいか？

回 答 店舗内で感染等が発生した場合、いち早く濃厚接触者を特定し連絡できるようにすることが重要です。認証施設で入店した日時が特定できれば、お名前（苗字だけでも可）と電話番号のみで差支えありません。

また、そのほかの手段で来店者を特定し、連絡できる場合は来店者名簿を作成する必要はありません。